お知らせ

新型コロナウイルス感染症に対する医療関係者の感染予防について

◇地域保健部◇

標記につきまして、北海道保健福祉部長より、各医療機関に対し通知がなされておりますが、医療関係者の市中感染や医療従事者間の感染を防ぐため、下記の留意事項について、改めてご確認いただきたく、お知らせいたします。

【医療関係者に起因する院内感染クラスターを防止するための留意事項】

1．日常生活において集団での会食や高リスクな環境（３密）を避けるなど、自らが感染しないよう意識すること
2．勤務先では、出来る限り共用物を減らし、事務室や休憩室等では３密を避けるとともに、こまめに消毒や換気を行うこと
3．医療機器等以外にも、職員が使用する事務用機器についても、こまめに消毒すること
4．医療関係者は、自身の健康管理に特に注意し、発熱や呼吸器症状を呈した場合には、休暇を取得するなど、対応について管理者と相談すること

なお、新型コロナウイルス感染症に関する通知等は、北海道医師会ホームページ「医師の皆様へ－感染症情報」に掲載しておりますので、ご参照ください。

ＵＲＬ：http://www.hokkaido.med.or.jp/doctor/infection.html

お知らせ

マイナンバー通知カードの廃止に伴うお知らせ

◇情報広報部◇

マイナンバー（個人番号）の通知カードは、デジタル手続法の改正により、令和２年５月25日付で廃止されました。そのため、申請でマイナンバーを記載する際の確認書類で通知カードが使用できなくなりました（通知カードに記載事項が変更のない場合を除く）。このことについて、全国健康保険協会北海道支部から周知依頼がありました。

今後はマイナンバーカードやマイナンバーの記載された住民票・住民記載事項証明書を番号確認書類としてご利用いただくようお願いいたします。

◎マイナンバーを申請書に記入する際の本人確認書類

（番号確認書類と身元確認書類のそれぞれ一点ずつの添付が必要です）

番号確認書類	身元確認書類
・マイナンバーカード（個人番号カード）の裏面コピー ・個人番号の通知カードのコピー（記載情報と現況に相違のないもの） ・住民票（マイナンバーの記載のあるもの） ・住民記載事項証明書（マイナンバーの記載のあるもの）	・マイナンバーカード（個人番号カード）の表面コピー ・運転免許証のコピー ・パスポートのコピー ・その他官公署が発行する写真つき身分証明書のコピー

お問い合わせ先　協会けんぽ北海道支部（011）726-0352（代表）